

2017. 7
通巻 第139号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



contents

- 平成 29 年度通常総会 1
- 平成 28 年度事業報告 8
- 平成 29 年度事業計画 13
- 理事会だより 18
- 新入会員紹介 19
- 社会保険労務士倫理綱領 21

五反田柱祭り



愛媛県社会保険労務士会

平成29年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

平成29年6月16日午後2時より、東京第一ホテル松山において平成29年度通常総会が開催された。

成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があり、上甲愛媛県副知事をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には南予支部井関平幸会員、副議長に東予支部藤田寿彦会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第6号議案についてすべて原案通り承認された。

議事 第1号議案	平成28年度事業報告承認の件
第2号議案	平成28年度決算報告承認の件（監査報告）
第3号議案	平成29年度事業計画案審議に関する件
第4号議案	平成29年度収入支出予算案審議に関する件
第5号議案	愛媛県社会保険労務士会会則一部改正案審議に関する件
第6号議案	役員改選に関する件

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	副 知 事	上甲 俊史
四国厚生支局	支 局 長	井原 辰雄
愛媛県経済労働部産業雇用局	労政雇用課長	千原 啓
松山市	保健福祉部長	松原 ゆき
日本労働組合総連合会愛媛県連合会	会 長	弓立 浩二
愛媛労働局	局 長	濱本 和孝
〃 労働基準部	部 長	岩見 浩史
〃 職業安定部	部 長	永田 一仁
〃 労働基準部	監 督 課 長	浅山 辰哉
日本年金機構松山東年金事務所	所 長	安西 仁志
〃 松山西年金事務所	所 長	谷本 茂
全国社会保険労務士会連合会	会 長	大西 健造
〃	事 務 局 長	早川 裕之
松山大学	法 学 部 教 授	
全国社会保険労務士会連合会	理 所 長	村田 毅之
社会保険労務士総合研究機構		
全国健康保険協会愛媛支部	支 部 長	家高 真信
愛媛県司法書士会	会 長	池田 誠治
愛媛県行政書士会	会 長	山本 大樹
四国税理士会愛媛県支部連合会	会 長	浜崎 友二
愛媛弁護士会	副 会 長	高橋 直子
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）	副 所 長	五葉 明徳
愛媛県土地家屋調査士会	会 長	山本 明宏
公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	会 長	岡田 浩
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	介護労働サービス インストラクター	木藤 環
公益社団法人愛媛労働基準協会	専 務 理 事	大西 清
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	事 務 局 長	菊池 保夫
株式会社ゆうちょ銀行四国エリア本部	営業企画部次長	大喜田 治
衆議院議員 塩崎 恭久	参議院議員	山本 順三
衆議院議員 村上 誠一郎	参議院議員	井原 巧
衆議院議員 山本 公一	参議院議員	山本 博司





ご挨拶

会長 横本 恭弘

この度、総会におきまして会員の皆様のご信任を頂き会長に再任となりました。このたび会長職への就任によりまして、3期目5年を迎えることとなります。皆様方の温かいご支援とご協力により、4年に渡る会長職を大過なく全うさせていただきましたが、このたび、皆様方が私に大役をお与えになりましたのは、来年の50周年に向けて県会組織をさらに発展させよとの叱咤激励でないかと受け止めています。会長職の大任を思い、身の引き締まる思いでございます。

政府が公表した「働き方改革実行計画」に基づいて実施される今後の法改正・諸施策について、円滑な実施や履行の確保に資するべく活動することについて、全国社会保険労務士会連合会の理事会で採択されました。具体的には、全国約4万人の社労士がこれまでの知見・実務経験等を活用し、働きやすい職場環境の整備に向け、特に中小企業における生産性向上を図るべく労使双方の立場を尊重し、取り組むことになりました。具体的には、1つ目として「「働き方改革」に関し、政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行うこと。」、2つ目として、「社労士制度は、平成30年12月に制度創設50周年を迎えるが、その先の未来に向けて「人を大切にする企業づくり」をテーマとして掲げ、我が国における労働環境のさらなる改善に寄与する取り組みを進めること。」、3つ目として「全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会がこれまで取り組んできた「サイバー法人台帳R O B I N S」の活用とともに「経営労務診断」「労働条件審査」等の施策について、一層の推進を図り、労働環境の改善に資すること。」の3項目です。

また、地域における働き方改革の取り組みについても協力依頼等がありましたら、対応して参りたいと考えています。この働き方改革は、まさに我々社労士にとって、業務拡大の絶好の機会と捉え、この機会を逃すことなく、労働及び社会保険に関する実務に携わる専門家として、能力を発揮して参りたいと思います。

次に「治療と仕事、仕事と介護、育児などの両立支援」についても、社労士が企業、働きながら治療を続ける労働者及び医療機関などの連携の中核として、両立可能な社内制度の整備や働きながら治療及び育児・介護を続ける労働者への就労相談対応を行うことが重要であると考えており、労務管理の面から両立支援をサポートしたいと考えています。

社会保険労務士制度は、来年、平成30年に制度創設50周年を迎えます。今年度は、愛媛県社会保険労務士会の50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」の仕上げの年になります。働き方改革及び両立支援などの取り組みを通じてビジョンを達成します。

50周年に向けて、社労士が誕生した経緯やこれまでの制度の変遷について、会員の皆様一人ひとりに改めて振り返っていただくとともに、社労士制度の将来展望について皆様とともに考え、共有し、一丸となって理想とする制度の実現を目指して、会員の皆様と共に今年度の事業を推進して参ります。

社労士は、法に定める事項を遵守し、労働社会保険諸法令の円滑な実施及び事業の健全な発達と福祉の向上に邁進し、国民生活を支える社会的責務を担う専門家として能力と職業倫理を保持することが求められています。社労士は、社労士法第1条にあるように、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する士業であり続けなければなりません。国民生活に深く根ざした国家資格者として、強い正義感と高い倫理観で、これからも社会的使命を果たしていくことが必要です。この社会的使命を果たすために、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますことをお願いし、再任のご挨拶とさせていただきます。

祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造

本日ここに、愛媛県社会保険労務士会平成29年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、日頃より、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、熊本において大きな地震が発生するなど、東日本大震災発生後においても、台風・水害を含む大規模な自然災害が日本列島で発生していることから、連合会といたしましては、都道府県社会保険労務士会と連携して、被災地の実情に合わせた復興支援活動に引き続き協力して参ります。

さて、昨今のわが国の経済情勢は、一部に改善の遅れが見られるものの、緩やかな回復基調が続いているなかで、昨年閣議決定された「ニッポン1億総活躍プラン」において、成長と分配の好循環を形成するために、新・三本の矢に加えて、その横断的課題である「働き方改革」と「生産性向上」という重要課題に取り組んでいくことが必要であるとされております。

本年3月に政府の働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」では、同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善や長時間労働のは正等、課題ごとの方針が具体的に示され、必要な法制化等の検討が進行しているなど、近年は特に、社労士の業務と密接に関わる労務管理の分野への対応が、国策の中心に据えられている状況にあるといえます。

そのような状況の中、社会保険労務士制度は、来年、平成30年に制度創設50周年を迎えます。社労士が誕生した経緯やこれまでの制度の変遷について、会員の皆様一人ひとりに改めて振り返っていただくとともに、社労士制度の将来展望について皆様とともに考え、共有し、一丸となって理想とする制度の実現を目指していくことを確認し合えるような記念事業を実施致したく、今年度は着実にその計画・準備等の対応を行って参る所存でございます。

社労士法改正については、これまでの経緯経過を踏まえ、会員の意見を集約しつつ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、社労士制度のさらなる充実と発展を目指して参りたいと存じますので、真に必要とされる制度改革はどのようなものであるか、皆様方の間でも改めて議論をいただきたいと存じます。

社労士の事業開発については、社労士制度推進戦略室を中心とし、迅速かつ的確に情報収集を行なながら、引き続き、業種等に応じた業域拡大に向けて効果的な取り組みを進めて参ります。また、中小企業における仕事と「育児・介護・疾病の治療等」との両立支援については、業種や規模を問わずあらゆる関与先に高い頻度で必要とされ、求められる対応も個々の企業と労働者の事情に応じたきめ細やかなものであることから、社労士業務の更なる拡大と深化が見込める重要なテーマとして、広報・研修を軸とした事業を積極的に展開して参りたいと考えております。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するサイバー法人台帳ROBINSにおける経営労務診断サービスの事業については、その有用性を広く広報し、多くの社労士の理解と協力を得て、企業における労働条件の改善の一助となるよう進めて参ります。

国際化事業については、他国政府からの依頼に対応するという国際協力としての社会貢献活動の一環であることはもとより、社労士制度が国際的に也有意な資格制度として普遍的に機能することを実証することが、制度広報における発信力の強化、業域拡大事業の推進力の向上、業務独占の正当性の論拠確保等に繋がることから、強力に推進しているものであり、「5つの柱」に基づく各事業の成果の最大化に向けて、横断的な貢献を果たす重要な事業として実施しているところでありますが、今年度も引き続き、各国の要請等に応じた的確な対応を行いたいと考えております。

マイナンバー制度の施行に伴い、ますます情報セキュリティの強化が問われている中、社労士会独自の個人情報保護事務所認証制度（SRPⅡ認証制度）を円滑に運営し、かつ、広く社会に普及させることで、社労士がマイナンバー制度に十分対応していることを国民にアピールして参りたいと存じます。

近年、社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信等により品位を損なう行為を行う社労士が散見されますが、社会からのニーズの高まりとともに職業倫理の遵守も一層強く求められておりますので、都道府県会と連携を密にして、職業倫理や品位保持の徹底を図りたいと考えております。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のお祝いの言葉と致します。



就任にあたって

副会長・中予支部長 成川 献次

この度、副会長及び中予支部長を拝命しました成川献次です。

横本会長を補佐し、愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆さまが、ますます発展していくことができるよう努力してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

平成30年に社会保険労務士制度創設50周年を迎える今日、倫理観を持った業務の遂行、本年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行による厳しい個人情報の管理、働き方改革に伴う労務管理業務の要請など、今まで以上に私たち社会保険労務士にとって社会からの注目と期待が高まっています。

このような中、中予支部では2回の支部研修会と年末に厚生事業を計画しております。支部研修会については、県会研修委員会とすりあわせをしながら、実務に直結した研修内容になるように計画を進めてまいります。厚生事業については、支部会員間の交流を図ることによって切磋琢磨して発展することを目的としております。

この他に中予支部としましては、支部会員の方々と県会とのパイプ役を担っております。ご意見、ご要望等がございましたら、何なりとご連絡をお願いいたします。



気がつけば…(役員就任に寄せて)

副会長・東予支部長 佐伯 広政

噫乎、何ということだ、東予の片隅の野人たる佐伯広政が副会長兼東予支部長に選任されるとは！

横本会長の深慮は知るよしもないが、買い被りもいいところであろう。単なるロシア文学くずれの僕に、この名誉ある場所が分相応な場所であるとは到底思えないのだが…。

僕はこれまで、愛媛社労士会の一隅を住処にして、あわれ蚊の如くひっそりと生きてきて、そして、これからも、いままで同様こっそりと生きてゆく筈であった。

噫乎、だがそれは、儂い夢と散った。引き返そうにも、道は濃い霧の中である。前に進むしかないのであろう。

露文くずれに崇高な理想を語る資格はないとの思いはある。それ故、副会長の道は二名の先人のあとを謙虚につき従うのみであり、三人で会長のアシストに努めるのみである。

一方、もう一つの東予支部長としての仕事は如何にこなしていくべきであろうか。難問山積であるが、なるようにしかならないのだ。

或人の紹介で、偶然この業界に足を踏み入れて、気付いてみれば、三年の辛抱のつもりが、三十六年になるのである。当時先の見えない生活をしていた僕でさえ、三十六年もの間、生業とすることができたのは、社労士業界の懐の深さ、寛容さのたまものであろう。

恐らく、他の業界に身を置いていたとするなら、間違いなく野垂死にしていただろう。社会的適応能力を欠いた僕のような変わり者を長きにわたって受け入れてくれた愛媛社労士会と東予支部会に対しては、副会長職、東予支部長職に身を挺すことこそが恩返しの道なのかも知れない。

賢明な読者は既に理解していると思うが、僕は還暦を超えている。しかし、そんな僕たちも社労士業界という森に踏み入った頃は、潑剌としていたのである。当時の僕たちの飯の種は、一号二号業務であり、三号業務もあるにはあったが、それはサービス業務のようなものであった。スポーツの基本が足腰の鍛錬、体幹のトレーニングとするなら、社労士業務における足腰の鍛錬とは、私見に過ぎぬが、一号、二号業務の何年にも渡る反復的な大量処理ではなかろうか。

勿論、そのような贅沢な状況に遭遇出来る人は稀ではあるが。

しかし、現実問題として、我々の収入の殆どは、この業務に依拠するのであり、このことを忘れては、砂上に楼閣を築くようなものであろう。

東予支部における三大事業においては、出来る限り、業務に生かせる研修を心がけたいと考えております、知識を得たことで自尊心だけが満足するような研修ではなく、現実に則した給与計算に活かせる研修といったものを実践していきたいと思っております。

その実現の為には、会員の皆様のさらなるご協力、ご信頼が必要あります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、座右の銘を記して筆をおきます。

昔から好い格好しいなので、生来怠惰な僕は、大学生のときから言い訳として使っておりました。出典は不明であります。

「急ぐ用などない、急いでいる人がいるだけだ。」

笑い話みたいな話だが、朝一の試験に僕はこの言葉を呟きながら歩いて登校し、遅刻した経験があります。



就任にあたって

副会長・事業委員長 薦田 勉

この度、副会長及び事業委員長を拝命しました薦田勉です。
働き方改革への取組みへの積極的な関与が期待されるなど、我々社労士に対する社会からの期待はますます大きくなっています。また、来年度は社労士法制定50周年を控え、社会保険労務士の社会的な役割、責任も益々大きくなっていくものと思われます。

こういった社会からの期待に応えていくためにも、我々社労士は、日々研鑽を怠らないだけでなく、日頃から高い倫理観をもって業務を遂行していかなければなりません。

事業委員長として会員の皆様のお役に立てるることは、ほんのわずかかもしれません、少しでもお役に立てるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いします。

なお、「常設機関運営細則」において、事業委員会の所掌事項として以下の4つが定められています。

- ①総合労働相談所に関する事項
- ②全国社会保険労務士会連合会及び関係行政機関等が行う事業への協力及び連絡
- ③社会保険労務士の社会的地位の向上、職域確保・拡大に関する事業
- ④支部が行う事業に対する協力・援助に関する事項

どれも重要な事項であり、これらに誠実に取り組むことが会員の皆様のお役に立つことにつながるのだと再認識いたしました。

事業委員会のメンバーを中心に、理事会、各支部の皆様のご協力を得ながら、成果を目指して取り組んで参る所存です。

会員の皆様におかれましても、会務への積極的な参加をよろしくお願いいたします。



就任のご挨拶

常任理事・研修委員長 藤田 拓也

研修委員長の藤田拓也です。4年前に委員長を仰せつかり、本当に私に務まるのかと不安のうちにスタートをしたのですが、経験豊かな先生方の温かいご指導と研修委員の皆様のご協力により、何とか努めることが出来ました。また今回も新たな気持ちで取り組みたいと思います。

事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上等環境をサポートすることが私達社労士の仕事であります。また、企業内において様々な問題が複雑化する昨今、政府も「働き方改革」についての計画も打ち出しております。私どもの社労士会ではこの“政府の計画を支援する”ということでいろんな取り組みをしております。それ故に、今後は県会としても、この「働き方改革」を意識した研修を企画し、社労士として企業サポートする私たち会員が情報共有をして、この意義を明確に理解できる、そのような研修会にできればと思います。

是非、この研修会を積極的に活用して皆様の日常業務にお役立ていただければ幸いです。



就任のご挨拶

常任理事・財務委員長 神野 公平

この度、財務委員長を拝命いたしました神野公平です。財務委員長という重責に身の引き締まる思いです。

さて来年は、社労士制度創設50周年を迎える大きな節目の年となります。この半世紀の間、諸先輩方々の並々ならぬご努力によって、数次の法改正を経て、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」国家資格者として、広く認知され、その責務は、ますます大きく、重くなって参りました。

愛媛県社会保険労務士会においても、諸先輩方々が道を開き、護持し、今日に至ります。そのご尽力に深く感謝いたします。

この大きな節目を迎えるこの時期に、そして未来の50年に向けて、広く長期的な観点を持って財務運営を心がけたいと思います。

微力ではありますが、会員の皆様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります。ご協力、ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・業務監察広報委員長 竹内 明久

このたび、業務監察広報委員長を拝命いたしました竹内明久です。就任にあたり、二年前の就任のご挨拶の文章を読んで、呆然としました。「老骨に鞭打って、最後の御奉公をしたい。」と書いているではありませんか。

このままでは、今回が最後と言いながら、再三衆議院選挙に出た、どこかの代議士と同一視されてしまうと内心、忸怩たる思いがあります。

業務監察・広報委員会は、尾崎前委員長が二期担当され、様々な日常活動に尽力されました。引き続き、尾崎前委員長が敷かれたレールに乗せていただきたいと思っております。業務監察・広報委員会は、所掌する業務の範囲が広いため、委員会活動は、会員の皆様の御協力と御理解なしには進みません。委員一同、先頭に立って頑張りますので、御支援の程よろしくお願い致します。

総務委員長就任にあたって



常任理事・総務委員長 岡 部 五郎

この度、総務委員長を仰せつかりました南予支部の岡部です。総務委員会の所掌は、会則及び諸規定の制定・改廃に関する事項、会報の発行等に関する事項、ホームページに関する事項や他の委員会に属さない事項等となっています。

この中で、会報の発行については会員の方々に対し、積極的に働きかけることの出来る事項と思っています。会報担当者から原稿依頼がありましたら「断ることなく」快諾していただき、自己PRの場としていただけたら幸いです。皆様の寄稿やご協力により年4回発行の会報を、より充実したものにすべく努力していきたいと思います。

また、是非一人でも多くの会員さんからの投稿をお願い致します。投稿の内容については特に問いません。今、はまっている趣味や嗜好、自己紹介的なことでもかまいません。会報が「会員の広場」的な役割を果たし、情報共有の場となり、総会などで初めて会ったときでも気軽に話しかけたり、話しかけられたりと情報交換を行うことが出来るようになればと思っています。そのことにより時にはビジネスのヒントを発見することが出来るかもしれません。

一方、ホームページの充実を図り、社労士制度を広く国民に周知すると共に、会員への情報提供をタイムリーに行うよう、最新の情報をアップしていきたいと思っています。

ご意見、ご要望などがありましたらお知らせください。

就任のご挨拶



常任理事・南予支部長 鎌 田 勉

会員の皆様こんにちは。

この度、愛媛県社会保険労務士会通常総会の役員改選によりまして南予支部長に選任されました。

社会保険労務士をとりまく周辺業務は最近特に複雑多岐になっている現状のなか来年は社会保険労務士制度創設50周年を迎えることとなります。

労働関係の働き方改革の提言がなされ、時間外労働の上限規制、36協定の見直しなど、また、社会保険の短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大、10年年金の支給開始、そして、雇用保険の失業給付内容の変更と助成金制度の変更等など様々な諸制度に迅速かつ的確に対応していくためにも私たち社会保険労務士は、より高度な知識と資質の向上に努めなければなりません。

そして、社会からの信頼と期待に十分対応するために南予支部におきましても、県会の事業と並行しながら、支部独自の事業も各行政機関と民間のご協力をいただきながら推進してゆきます。

どうか、支部会員の皆様はもちろんのこと、皆様方のご指導のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

平成28年度事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

現在、我が国は、ますます加速する人口減少と超高齢化社会を迎えるとともに、正規・非正規間格差、長時間労働、女性・高齢者・障がい者・外国人の雇用問題や貧富の差の拡大など、様々な課題が山積しており、事業者にとても非常に厳しい経営環境を強いられている状況にある。

県内においても、郡部を中心に今後ますます過疎化、少子高齢化が進むとともに、多くの企業においてもさらに人材確保が困難となる状況になることが想定される。

このような状況の中、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）では、行政等との連携を一層強化しながら積極的な事業展開を図った。また、社労士に求められている高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みを行ったほか、新たに開業者研修会を実施するとともに補佐人制度についての研修を実施するなどの取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と一層の連携のもと、平成28年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」的な紙面となることをを目指し、より多くの会員から寄稿して頂くよう努力した。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップしてきた。
- (3) ウィークリーえひめリックの掲載を引き続き行った。

2. 財務委員会

健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について
社労士制度推進月間に各地に相談員を派遣するなど愛媛会主催事業に加えて、みんなの生活展、お仕事フェスタ等の共催等を積極的に推進した。
- (2) アクションプラン（社会貢献事業）について
高等学校での出前事業を10校開催した。
- (3) 行政協力について
労働保険年度更新受付会等に相談員を派遣するとともに、専門業務登録のアンケートを基に、適切に人選し行政協力を行った。

4. 研修委員会

- (1) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が進めている「社労士研修システム」を活用した倫理研修会を実施した。
- (2) 必須研修について
会員の求めるニーズを的確に捉えるためアンケートを実施し、重要度、タイムリー度などを考慮して、専門的な能力を習得するための研修と法改正など行政関係の研修を2回に分けて実施した。
- (3) 新人研修について
必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、愛媛会の組織、支部の活動などについての理解を深め、愛媛会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような開業者研修を実施した。
- (4) 安全管理研修について
ストレスチェック制度の実施に伴い、社労士として職場のメンタルヘルス対策とストレスチェックにどう対応するか、また、がん患者の就労支援の課題と対策について研修会を実施した。
- (5) 業務研修について
補佐人制度についての研修及び特定個人情報評価研修、サイバー法人台帳ロビンズについての研修を実施した。
- (6) 支部研修との連携について
各支部研修と愛媛会の研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。
- (7) メンタリング制度及び自主研修会への補助について
メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。

5. 業務監察・広報委員会

- (1) 業務監察に関する事業
 - ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処した。
 - ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。
 - ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。
- (2) 広報に関する事業
 - ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。
 - ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。

- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る愛媛新聞紙上広告、24時間テレビCMや愛媛マラソンプログラムCM等への有料広告の他に、近隣10市町の広報誌等の無料広告を活用して、多方面の広報活動を推進した。
- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンに参加し、会員の元気を創出するとともに、ブルゾンやのぼりに愛媛会を表示したりして、スポーツを通じた社労士の健全な知名度アップを図った。
- ⑥ 12月2日「社労士の日」に合わせて、連合会と連携をとってホームページ等で社労士活用促進等の広報を行った。
- ⑦ ホームページのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行い、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。
- ② 行政との意見交換については、今治年金事務所、新居浜年金事務所と意見交換会を開催し、相互理解と最新の動向の把握に努めた。
- ③ 支部役員会を開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して運営した。
- ④ 12月に厚生事業（日帰り旅行）を実施し、会員相互の親睦を深めた。

(2) 中予支部

- ① 外部環境の変化を踏まえ、実務的なテーマにて研修を2回開催し、支部会員の資質の向上を図った。また、日本年金機構との意見交換会を開催し、意思疎通の円滑化に努めた。
- ② 行政との意見交換会への参加、厚生事業への参加を支部会員に呼びかけることを通じ、会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚に努めた。
- ③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を支部役員が各自責任をもって担当することにより、会務への理解を深めた。

(3) 南予支部

- ① 会員数の少ない南予支部であるが、法律の改正などに対応した内容の研修事業等を行政の協力を得て行った。また、事務能力の向上を図るために、より多くの会員が参加できるよう実務的な研修を中心として実施した。
- ② 年金事務所との連絡会議を開催して当面の諸問題について意見交換を行った。また、会員間の親睦を行うための支部会、厚生事業などを実施した。

7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を挙げるための活動を推進した。また、労働紛争解決センター愛媛と相互の連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与した。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1) あっせんについて
総合労働相談所との連携に努めたが、あっせん相談はあったものの受理には至らなかった。
- (2) 研修について
あっせん委員候補者及び総合労働相談所相談員の知識の習得、相談及びあっせん技術の向上を目指して、あっせんの実際を内容とした研修会を開催した。
- (3) 広報について
総合労働相談所の相談件数を増やすことが、あっせん件数の増加に繋がるので、総合労働相談所と連携して広報活動を進めた。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域本部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- (6) 「専門家派遣・相談等支援事業」、「医療労務管理相談コーナー事業」を引き続き受託し、社労士業務の拡充への足掛かりにした。
- (7) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- (8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。
 - ① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

平成28年度決算報告**貸借対照表**

(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,036,262	10,636,857	2,399,405
未収会費	456,000	408,000	48,000
未収金	5,123,462	5,216,074	△ 92,612
流動資産合計	18,615,724	16,260,931	2,354,793
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
会館維持積立金	12,470,832	11,443,313	1,027,519
記念事業積立金	3,553,979	3,053,736	500,243
特定資産合計	16,024,811	14,497,049	1,527,762
(3) その他固定資産			
建物	41,536,688	42,543,638	△ 1,006,950
什器備品	66,239	182,388	△ 116,149
土地	25,245,000	25,245,000	0
ソフトウエア	1	1	0
その他固定資産合計	66,847,928	67,971,027	△ 1,123,099
固定資産合計	82,872,739	82,468,076	404,663
資産合計	101,488,463	98,729,007	2,759,456
II 債権の部			
1. 流動負債			
未払金	2,084,417	2,070,539	13,878
前受会費	456,000	408,000	48,000
預り金	429,949	441,192	△ 11,243
流動負債合計	2,970,366	2,919,731	50,635
2. 固定負債			
長期借入金	20,000,000	20,000,000	0
固定負債合計	20,000,000	20,000,000	0
負債合計	22,970,366	22,919,731	50,635
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	78,518,097	75,809,276	2,708,821
正味財産合計	(16,024,811)	(14,497,049)	(1,527,762)
負債及び正味財産合計	78,518,097	75,809,276	2,708,821

財産目録

(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店 伊予銀行松山駅前 伊予銀行本店 定期預金 伊予銀行松山駅前	60,906 9,418,053 82,936 9,334,891 226 3,557,303 3,557,303
	未収会費		456,000
	未収金	専門家派遣・相談等支援事業 医療労働管理相談コーナー事業 研修会会費 開業者研修、必頼修、研修費代 ゆうちょ3月分謝金	5,123,462 3,364,834 1,095,648 305,500 357,480
流動資産合計			18,615,724
(固定資産)	会館維持積立金		12,470,832
特定資産	記念事業積立金	定期預金 愛媛銀行本町	12,470,832 3,553,979
その他固定資産	建物 什器備品 土地 ソフトウエア	定期預金 伊予銀行松山駅前	3,553,979 66,847,928 41,536,688 66,239 25,245,000 1
固定資産合計			82,872,739
資産合計			101,488,463
(流動負債)	未払金 社労士謝金 前受会費 預り金 所得税 社会保険料 連合会 市県民税	年金事務所謝金	2,084,417 2,084,417 456,000 429,949 220,355 53,144 77,750 78,700
流動負債合計			2,970,366
(固定負債)	長期借入金 SRセンター		20,000,000 20,000,000
固定負債合計			20,000,000
負債合計			22,970,366
正味財産			78,518,097

正味財産増減計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	33,918,000	34,750,000	33,470,000	1,280,000
入会金	750,000	1,000,000	1,160,000	△ 160,000
会員会費	33,168,000	33,750,000	32,310,000	1,440,000
事業収益	47,464,000	41,282,310	32,820,415	8,461,895
年金事務所受託収入	26,002,000	25,696,608	22,767,037	2,929,571
斜角年金相談センター松山(オフィス)受託収入	2,500,000	1,568,955	1,975,021	△ 406,066
試験事務受託収入	100,000	99,832	403,923	△ 304,091
専門家派遣・相談等支援事業受託収入	12,431,000	8,224,159	1289,127	6,935,032
ゆうちょ銀行受託収入	2,131,000	1,871,640	2,988,360	△ 1,116,720
医療労務管理相談コーナー事業受託収入	4,300,000	3,313,516	3,396,947	△ 83,431
協会けんぽ受託収入	0	507,600	0	507,600
受取負担金	3,366,000	2,791,002	3,007,054	△ 216,052
研修事業負担金	870,000	878,000	1,003,000	△ 125,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	617,002	780,054	△ 163,052
東予支部事業負担金	632,000	528,000	587,000	△ 59,000
中予支部事業負担金	650,000	545,000	388,000	157,000
南予支部事業負担金	514,000	223,000	249,000	△ 26,000
受取交付金	15,083,000	14,442,042	15,696,859	△ 1,254,817
連合会等交付金等収入	2,153,000	1,985,458	3,022,282	△ 1,036,824
各種団体交付金等収入	12,930,000	12,456,584	12,674,577	△ 217,993
雑収益	1,115,000	1,100,837	812,143	288,694
受取利息	5,000	28,718	5,467	23,251
雑収入	1,110,000	1,072,119	806,676	265,443
経常収益計	100,946,000	94,366,191	85,806,471	8,559,720
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,986,000	7,072,300	6,674,100	398,200
2. 人件費支出	36,314,000	30,931,358	26,429,829	4,501,529
給料手当	16,670,000	15,210,493	16,145,386	△ 934,893
法定福利費	2,700,000	2,353,625	2,648,195	△ 294,570
中退共掛金	500,000	432,000	408,000	24,000
謝金	16,444,000	12,935,240	7,228,248	5,706,992
3. 事業費支出	66,234,000	53,653,712	52,235,505	1,418,207
研修費	4,650,000	3,135,269	4,809,951	△ 1,674,682
広報宣伝費	3,229,000	2,180,562	2,324,356	△ 143,794
総合労働相談事業費	1,800,000	1,228,992	1,183,320	45,672
労働紛争解決センター費	1,380,000	229,850	234,665	△ 4,815
労働条件審査費	400,000	0	0	0
成年後見制度事業費	100,000	0	0	0
会報発行費	870,000	792,997	805,845	△ 12,848

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
諸物頒布斡旋費	600,000	489,287	604,372	△ 115,085
行政等連絡費	200,000	99,600	80,700	18,900
行政協力等費	26,002,000	26,458,335	22,774,777	3,683,558
会員厚生費	500,000	165,870	466,998	△ 301,128
名簿発行費	200,000	143,100	188,676	△ 45,576
会則等整備費	200,000	120,960	145,800	△ 24,840
表彰費	150,000	0	20,000	△ 20,000
東予支部費	1,450,000	962,488	1,180,609	△ 218,121
中予支部費	2,500,000	1,739,380	1,455,368	284,012
南予支部費	914,000	623,000	649,000	△ 26,000
租税公課	2,100,000	2,346,400	2,550,600	△ 204,200
総会費	1,300,000	1,168,302	1,274,500	△ 106,198
会議費	3,052,000	1,480,720	1,732,424	△ 251,704
地域協議会費	3,000,000	2,036,123	1,444,515	591,608
賃借料	808,000	628,327	628,327	0
旅費交通費	1,209,000	155,310	162,550	△ 7,240
印刷製本費	898,000	974,645	734,540	240,105
通信運搬費	1,425,000	1,069,434	1,087,820	△ 18,386
涉外費	500,000	218,630	313,488	△ 94,858
水道光熱費	600,000	591,260	563,960	27,300
修繕費	300,000	0	162,000	△ 162,000
支払利息	400,000	396,000	459,376	△ 63,376
事務局費	4,362,000	3,095,232	2,969,495	125,737
消耗品費	11,000	540	0	540
減価償却費	1,124,000	1,123,099	1,227,473	△ 104,374
セミナー開催費	0	0	0	0
経常費用計	109,534,000	91,657,370	85,339,434	6,317,936
当期経常増減額	△ 8,588,000	2,708,821	467,037	2,241,784
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,588,000	2,708,821	467,037	2,241,784
一般正味財産期首残高	75,809,276	75,809,276	75,342,239	467,037
一般正味財産期末残高	67,221,276	78,518,097	75,809,276	2,708,821
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	67,221,276	78,518,097	75,809,276	2,708,821

正味財産増減計算書内訳表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣・ 相談等支援事業	街角の年金 相談センター (オフィス) 事業	医療労務管理 相談コーナー 事業	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部							
1. 事業活動収支の部							
(1) 事業活動収入							
会費収入	34,750,000	0	0	0	0	34,750,000	
入会金	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000(注1)	
会員会費	33,750,000	0	0	0	0	33,750,000(注2)	
事業収入	26,304,040	1,871,640	8,224,159	1,568,955	3,313,516	41,282,310	
年金事務所受託収入	25,696,608	0	0	0	0	25,696,608(注3)	
助成金額を除く会員会費収入	0	0	0	1,568,955	0	1,568,955	
試験事務受託収入	99,832	0	0	0	0	99,832(注4)	
専門家派遣・相談等支援事業受託収入	0	0	8,224,159	0	0	8,224,159	
ゆうちょ銀行受託収入	0	1,871,640	0	0	0	1,871,640	
医療労務管理相談コーナー事業受託収入	0	0	0	0	3,313,516	3,313,516	
協会けんぽ受託収入	507,600	0	0	0	0	507,600(注5)	
負担金収入	2,791,002	0	0	0	0	2,791,002	
研修事業負担金	878,000	0	0	0	0	878,000(注6)	
諸物頒布斡旋収入	617,002	0	0	0	0	617,002	
東予支部事業負担金	528,000	0	0	0	0	528,000(注7)	
中予支部事業負担金	545,000	0	0	0	0	545,000(注8)	
南予支部事業負担金	223,000	0	0	0	0	223,000(注9)	
交付金収入	14,442,042	0	0	0	0	14,442,042	
連合会等交付金等収入	1,985,458	0	0	0	0	1,985,458(注10)	
各種団体交付金等収入	12,456,584	0	0	0	0	12,456,584(注11)	
雑収益	1,100,836	1	0	0	0	1,100,837	
受取利息	28,717	1	0	0	0	28,718	
雑収入	1,072,119	0	0	0	0	1,072,119(注12)	
経常収益計	79,387,920	1,871,641	8,224,159	1,568,955	3,313,516	94,366,191	
(2) 事業活動支出							
1. 連合会支出	7,072,300	0	0	0	0	7,072,300(注13)	
2. 人件費支出	17,743,118	1,441,784	7,750,728	781,000	3,214,728	30,931,358(注14)	
給料手当	14,957,493	120,000	0	133,000	0	15,210,493	
法定福利費	2,353,625	0	0	0	0	2,353,625	
中退共掛金	432,000	0	0	0	0	432,000	
謝金	0	1,321,784	7,750,728	648,000	3,214,728	12,935,240	
3. 事業費支出	51,863,681	429,857	473,431	787,955	98,788	53,653,712	
研修費	3,135,269	0	0	0	0	3,135,269(注15)	
広報宣伝費	1,709,862	0	0	470,700	0	2,180,562(注16)	
総合労働相談事業費	1,228,992	0	0	0	0	1,228,992	
労働紛争解決センター費	229,850	0	0	0	0	229,850(注17)	
労働条件審査費	0	0	0	0	0	0	
成年後見制度費	0	0	0	0	0	0	
会報発行費	792,997	0	0	0	0	792,997(注18)	
諸物頒布斡旋費	489,287	0	0	0	0	489,287	
行政等連絡費	99,600	0	0	0	0	99,600(注19)	
行政協力等費	26,458,335	0	0	0	0	26,458,335(注20)	

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣・ 相談等支援事業	街角の年金 相談センター (オフィス) 事業	医療労務管理 相談コーナー 事業	合 計	備考 (一般会計)
会員厚生費	165,870	0	0	0	0	165,870	(注21)
名簿発行費	143,100	0	0	0	0	143,100	
会則等整備費	120,960	0	0	0	0	120,960	
表彰費	0	0	0	0	0	0	
東予支部費	962,488	0	0	0	0	962,488(注22)	
中予支部費	1,739,380	0	0	0	0	1,739,380(注23)	
南予支部費	623,000	0	0	0	0	623,000(注24)	
租税公課	2,346,400	0	0	0	0	2,346,400(注25)	
給与費	1,168,302	0	0	0	0	1,168,302	
会議費	1,388,920	0	0	91,800	0	1,480,720(注26)	
地域協議会費	2,036,123	0	0	0	0	2,036,123(注27)	
賃借料	628,327	0	0	0	0	628,327(注28)	
旅費交通費	44,750	0	46,700	28,580	35,280	155,310	
印刷製本費	72,946	72,739	64,800	110,160	0	974,645(注29)	
通信運搬費	1,001,316	0	62,609	5,181	328	1,069,434(注30)	
涉外費	218,630	0	0	0	0	218,630(注31)	
水道光熱費	560,379	30,881	0	0	0	591,260	
修繕費	0	0	0	0	0	0	
支払利息	396,000	0	0	0	0	396,000(注32)	
事務局費	2,325,499	326,237	299,322	81,534	62,640	3,095,232(注33)	
消耗品費	0	0	0	0	540	540	
減価償却費	1,123,099	0	0	0	0	1,123,099(注34)	
経常費用計	76,679,099	1,871,641	8,224,159	1,568,955	3,313,516	91,657,370	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,708,821	0	0	0	0	2,708,821	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	2,708,821	0	0	0	0	2,708,821	
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	2,708,821	0	0	0	0	2,708,821	
一般正味財産期首残高	75,809,276	0	0	0	0	75,809,276	
一般正味財産期末残高	78,518,097	0	0	0	0	78,518,097	
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	78,518,097	0	0	0	0	78,518,097	

平成29年度事業計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

世界経済は、アメリカにおけるトランプ政権の誕生やイギリスのEU離脱決定による保護主義、排外主義の台頭、また北朝鮮の動向に伴う東アジアの緊張、さらには世界的規模で頻発するテロなど、不安定要素が相互に絡み合い混沌とした状況にある。

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が図られ穏やかな回復基調にありつつも、依然として消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いている。政府は、デフレからの完全脱却、一億総活躍社会の実現に向けて、多様な働き方を可能とする『働き方改革』を強力に推進している。

この『働き方改革』は、「同一労働同一賃金の実現」及び「罰則付き残業上限導入による長時間労働是正」の実現を目指しているが、そのほとんどが労務管理の専門家である社労士の業務範囲となっており、しっかりと労務管理を進めることができることとなる。

このような状況の下、来年は社会保険労務士制度創設50周年の節目を迎え、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）とより一層連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

特に近年、社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信等により品位を損なう社労士が散見されることから、今年度は、社会からのニーズの高まりとともに職業倫理の遵守も求められてきている状況を踏まえ、より一層職業倫理や品位保持の徹底を図る。

以上のことと踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行っていくとともに、会員の「集いの広場」的な紙面となるよう、That's学、みかけによ欄、フレッシュ会員広場等できるだけ多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップする。
- (3) ウィークリーエビューリックを見た読者から労働相談に繋がるケースもあり、掲載を引き続き行う。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な会計管理を行うことにより会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について
社労士制度推進月間に各地に相談員を派遣するなど愛媛会主催事業に加えて、みんなの生活展、お仕事フェスタ等の共催、後援事業にも相談員を派遣する。
- (2) アクションプラン（社会貢献事業）について
高等学校で社会保障等について講義を行う出前事業の開催が定着しており、15校の開催を目指す。
- (3) 労働条件審査等について
政治連盟と連携して愛媛県議会議員、松山市議会議員を通じ、愛媛県及び松山市に対し要請・提案することにより、労働条件審査の実施につなげる。また、企業に対してサイバー法人台帳ROBINSによる経営労務診断サービスへの登録を推進する。
- (4) 年金相談研修について
街角オフィス及び年金事務所での年金相談員を養成するため、引き続き年金相談研修を開催する。
- (5) 行政協力について
引き続き労働保険年度更新受付会等に相談員を派遣する。また、相談員の派遣要請があれば、専門業務登録のアンケートを基に、適切に人選し行政協力をを行う。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め法改正に伴う研修をe-ラーニングの活用や連合会発行のテキストを活用するなど下記の内容で研修を実施する。

- (1) 必修研修会について
雇用の多様化への対応が求められている経済的・社会的な背景、対応の必要性・意義・狙い、実現のための方策、企業が導入・推進するまでのメリットや問題・課題、具体的な体制作りと取組み、クライアントへの提案を行うことにより、社労士全体の評価をより高めるための研修を行う。
- (2) 安全管理研修について
安全管理業務の円滑な推進のために、タイムリーな内容の座学研修と模範的な現場見学を隔年ごとに実施する。
- (3) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、個人会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努めて実施する。

(4) 新人研修について

新規開業者を対象とした開業者としての必要な知識、手法に関する研修と、新規入会者に対して社労士としての必要な基礎知識に関する研修を、連合会が発行するテキスト等を基に、主に顧客対応、職業倫理、愛媛会としての取組みなどについて、該当者を招集して年2回程度行う。

(5) 分野別研修について

ア 法令研修

各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得するため、法令の制定・改正の時期に合わせて行う。

イ 保育業務労務管理研修

保育業の適正な労務管理を支援するため、連合会の「保育業労務管理研修」実施要領等により実施する。

ウ 3号業務研修

労務管理等に関する相談・指導に係る知識・技術の向上を図ること及び1・2号から3号までの横断的な労務管理等に関する知識・技術の向上を図るために研修を行う。

エ 業務関連研修

国民のニーズ、企業の要請に十分応えるための広範囲な知識を習得するために研修を行う。

(6) メンタリング制度の実施について

メンタリング制度を継続して実施し、新規入会者の資質の向上、実務能力の向上を図るために実施し、利用者の増加のために制度の周知を行う。

(7) 自主研修会への補助について

会員の資質向上を図るためにグループを形成し、研修を行うグループに対して費用の一部を補助し支給する。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。

② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。

③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。

④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。

⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンに参加し、会員の元気を創出するとともに、ブルゾンやのぼりに愛媛会を表示したりして、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。

⑥ 12月2日「社労士の日」に合わせて、連合会と連携して相談事業や社労士活用促進等の広報を行う。

⑦ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

⑧ 次年度の社労士制度50周年に向けた継続的かつ効果的な広報事業を推進する。

6. 各支部

(1) 東予支部

① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回開催する。

② 行政機関との意見交換会を開催し、情報交流及び連携強化に努める。

③ 支部幹事会を3回開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。

④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境づくりを行う。

(2) 中予支部

① 外部環境の変化を踏まえ、実務に有益な研修をタイムリーに行い、支部会員の資質の向上を図る。

- 支部研修会を2回開催し、テーマは愛媛会研修方針に則り、実務的で事務能力の向上に資するものを選定する。

- 支部研修会の講師は原則として行政担当者に依頼するとともに、行政との意見交換会を開催することにより意思疎通の円滑化に努める。

② 支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と关心及び参加意識の高揚を図る。

- 入会歴が浅い会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテラン、新入会員ともに参加しやすい、より多くの会員に参加してもらえる厚生事業を企画する。
- 厚生事業及び行政との意見交換会への参加を会員に呼びかけ、会員相互の交流を支援する。
- ③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を積極的に支部役員が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材を育成する。
- (3) 南予支部
 - ① 研修会
労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等から講師を招いて、日常業務に直接必要な内容の研修会とし、新入会員をはじめすべての会員の能力向上を図り会員の更なるレベルアップを行う。
 - ② 諸会議
必要に応じ支部会を開催し、愛媛会の事業実施計画、実施状況等を支部会員に報告し愛媛会全体の情報を伝達とともに、会員相互の意見、情報交換を行う。また、役員会を4回開催し各事業の詳細について協議する。
 - ③ 行政機関との連絡会議
年金事務所との連絡会議を実施し、双方から意見を出し合い当面の諸問題について協議し、両者間の意思疎通を図り円滑な事業運営ができるよう意見交換を行う。
 - ④ 厚生事業
多くの会員が参加できるような計画を立案し、会員相互の親睦を図る。
 - ⑤ その他各種事業について出来るだけ多くの会員の者が協力する。
- 7. 総合労働相談所
総合労働相談所は年間を通じて相談に応じ、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を挙げるために活動を推進する。また、労働紛争解決センター愛媛と相互の連携を図り、あっせんにつなげる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与する。
- 8. 労働紛争解決センター愛媛
 - (1) あっせんについて
総合労働相談所との連携を深め、そこからの誘導を強化するとともに、会員にあっせんの有効性、簡便性、迅速性を周知する。
 - (2) 研修会について
あっせん委員候補者及び総合労働相談所相談員の知識の習得、相談及びあっせん技術の向上を目指して研修会を開催する。
 - (3) 広報について
総合労働相談所の相談件数を増やすことがあっせん件数の増加につながるので、総合労働相談所と連携して広報活動を行う。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。
- (6) 「専門家派遣・相談等支援事業」を引き続き受託し、社労士業務の拡充への足掛かりにする。
- (7) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。
- (8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。
 - ①事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ②会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

平成29年度収入支出予算

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣・ 相談等支援 事業	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
会費収入	34,806,000	0	0	0	34,806,000
入会金	750,000	0	0	0	750,000
会員会費	34,056,000	0	0	0	34,056,000
事業収入	25,178,000	1,806,840	12,225,708	3,100,000	42,310,548
年金事務所受託収入	24,478,000	0	0	0	24,478,000
街角の年金相談センター(オフィス)受託収入	0	0	0	3,100,000	3,100,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	0	100,000
専門家派遣・相談等支援事業受託収入	0	0	12,225,708	0	12,225,708
ゆうちょ銀行受託収入	0	1,806,840	0	0	1,806,840
協会けんぽ受託収入	600,000				600,000
負担金収入	3,286,000	0	0	0	3,286,000
研修事業負担金	870,000	0	0	0	870,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	0	0	700,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	0	632,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	0	570,000
南予支部事業負担金	514,000	0	0	0	514,000
交付金収入	14,220,000	0	0	0	14,220,000
連合会等交付金等収入	1,590,000	0	0	0	1,590,000
各種団体交付金等収入	12,630,000	0	0	0	12,630,000
雑収入	275,000	0	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	0	270,000
事業活動収入計	77,765,000	1,806,840	12,225,708	3,100,000	94,897,548
2. 事業活動支出					
連合会支出	7,172,000	0	0	0	7,172,000
人件費支出	19,100,000	1,382,000	9,992,268	1,038,000	31,512,268
給料手当	16,100,000	120,000	0	390,000	16,610,000
法定福利費	2,600,000	0	0	0	2,600,000
中退共掛金	400,000	0	0	0	400,000
謝金	0	1,262,000	9,992,268	648,000	11,902,268
事業費支出	59,338,000	424,840	2,233,440	2,062,000	64,058,280
研修費	4,300,000	0	0	350,000	4,650,000
広報宣伝費	2,405,000	0	739,800	1,060,000	4,204,800
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	0	1,380,000
労働条件審査費	400,000	0	0	0	400,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0	0
会報発行費	870,000	0	0	0	870,000
諸物頒布斡旋費	600,000	0	0	0	600,000
行政等連絡費	200,000	0	0	0	200,000
行政協力等費	25,078,000	0	0	0	25,078,000
会員厚生費	500,000	0	0	0	500,000
名簿発行費	200,000	0	0	0	200,000
会則等整備費	200,000	0	0	0	200,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣・ 相談等支援 事業	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出					
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	0	2,000,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	0	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	0				0
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
当期収支差額	△ 12,345,000	0	0	0	△ 12,345,000
前期繰越収支差額	15,645,358	0	0	0	15,645,358
次期繰越収支差額	3,300,358	0	0	0	3,300,358

平成29年度収入支出予算

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	34,806,000	33,918,000	888,000	
入会金	750,000	750,000	0(注1)	
会員会費	34,056,000	33,168,000	888,000(注2)	
事業収入	25,178,000	26,102,000	△ 924,000	
年金事務所受託収入	24,478,000	26,002,000	△ 1,524,000(注3)	
試験事務受託収入	100,000	100,000	0(注4)	
協会けんぽ受託収入	600,000	0	600,000(注5)	
負担金収入	3,286,000	3,366,000	△ 80,000	
研修事業負担金	870,000	870,000	0(注6)	
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	632,000	632,000	0(注7)	
中予支部事業負担金	570,000	650,000	△ 80,000(注8)	
南予支部事業負担金	514,000	514,000	0(注9)	
交付金収入	14,220,000	15,083,000	△ 863,000	
連合会等交付金等収入	1,590,000	2,153,000	△ 563,000(注10)	
各種団体交付金等収入	12,630,000	12,930,000	△ 300,000(注11)	
雑収入	275,000	1,115,000	△ 840,000	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	1,110,000	△ 840,000(注12)	
事業活動収入計	77,765,000	79,584,000	△ 1,819,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	7,172,000	6,986,000	186,000(注13)	
人件費支出	19,100,000	19,600,000	△ 500,000(注14)	
給料手当	16,100,000	16,400,000	△ 300,000	
法定福利費	2,600,000	2,700,000	△ 100,000	
中退共掛金	400,000	500,000	△ 100,000	
事業費支出	59,338,000	60,462,000	△ 1,124,000	
研修費	4,300,000	4,300,000	0(注15)	
広報宣伝費	2,405,000	2,205,000	200,000(注16)	
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	400,000	400,000	0	
成年後見制度事業費	0	100,000	△ 100,000	
会報発行費	870,000	870,000	0(注17)	
諸物頒布斡旋費	600,000	600,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0(注18)	
行政協力等費	25,078,000	26,002,000	△ 924,000(注19)	
会員厚生費	500,000	500,000	0(注20)	
名簿発行費	200,000	200,000	0	
会則等整備費	200,000	200,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
表彰費	150,000	150,000	0	
東予支部費	1,450,000	1,450,000	0(注21)	
中予支部費	2,000,000	2,500,000	△ 500,000(注22)	
南予支部費	914,000	914,000	0(注23)	
租税公課	2,700,000	2,100,000	600,000(注24)	
総会費	1,300,000	1,300,000	0	
会議費	3,391,000	2,791,000	600,000(注25)	
地域協議会費	1,500,000	3,000,000	△ 1,500,000(注26)	
賃借料	700,000	700,000	0(注27)	
旅費交通費	500,000	500,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0(注28)	
通信運搬費	1,200,000	1,200,000	0(注29)	
涉外費	500,000	500,000	0(注30)	
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	300,000	300,000	0(注31)	
支払利息	400,000	400,000	0(注32)	
事務局費	3,000,000	2,500,000	500,000(注33)	
予備費 (収支 $87,048,000 \times 3\% = 2,611,440$)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	88,110,000	89,548,000	△ 1,438,000	
事業活動収支差額	△ 10,345,000	△ 9,964,000	△ 381,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	500,000	0	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 12,345,000	△ 11,964,000	△ 381,000	
前期繰越収支差額	15,645,358	13,341,200	2,304,158	
次期繰越収支差額	3,300,358	1,377,200	1,923,158	

理事会だより**〔常任理事会〕**

※平成29年5月16日(火) 県会事務局会議室において、第82回常任理事会を開催した。

- 1 平成29年度通常総会の議案書について

〔理事会〕

※平成29年5月16日(火) 県会事務局会議室において、第233回理事会を開催した。

- 1 平成29年度通常総会の議案書について
- 2 平成29年度通常総会の役割分担について
- 3 各委員会・支部報告

※平成29年6月19日(月) 県会事務局会議室において、第236回理事会を開催した。

- 1 支部について
- 2 常務委員会について
- 3 総務委員会について
- 4 総合労働相談所について
- 5 ADRについて
- 6 SRについて
- 7 苦情処理相談窓口設置規程の一部改正について

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成29年7月13日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(7月号)について

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※ 平成29年5月11日(木)

※ 平成29年6月13日(火)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

〔財務委員会〕

※平成29年5月12日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成28年度決算報告
- 2 平成29年度予算収入支出予算(案)
- 3 政治連盟平成28年度決算報告及び平成29年度収入支出予算(案)

〔事業委員会〕

※平成29年4月28日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成29年度臨時労働保険指導員候補者(中予)の選任について

支部だより**〔東予支部〕**

※平成29年5月23日(火) 東予支部社会保険関係研修会(新居浜ブロック)を開催した。

場 所 新居浜レーイグラツツエふじ
内 容

- 1 平成29年度算定基礎届提出の際の諸注意点と年金事務所からの周知及び連絡事項
- 2 平成29年度年金額改定について、受給資格期間の短縮に係る老齢請求について、年金相談の予約について
- 3 被扶養者調書の再確認及び健康保険給付金支給申請書と添付書類について

- 4 65歳超雇用推進助成金の申請状況と平成29年度改点について

- 5 産業雇用安定センターからの周知及び連絡事項

※平成29年5月23日(火) 東予支部社会保険関係研修会(今治ブロック)を開催した。

場 所 今治国際ホテル
内 容

- 1 平成29年度算定基礎届提出の際の諸注意点と年金事務所からの周知及び連絡事項(法改正)
- 2 被扶養者調書の再確認及び協会けんぽの現状について
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援機構からの周知及び連絡事項(65歳助成金をめぐって)
- 4 産業雇用安定センターからの周知及び連絡事項

〔中予支部〕

※平成29年4月13日(木) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 平成29年度中予支部会及び支部研修会について
- 2 理事候補者等について
- 3 理事・監事候補者推薦について

※平成29年5月31日(水) 中予支部会・研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

内 容

支部会

- 1 平成28年度事業報告・支部事業費内訳報告
- 2 平成29年度事業計画(案)・支部事業費予算内訳(案)報告
- 3 新入会員紹介・連絡事項

研修会

- 1 65歳超雇用推進助成金について
- 2 労災特別加入者(中小事業主・一人親方)の保険給付について
- 3 年度更新における留意点について
- 4 算定基礎届における留意点について
- 5 福祉・介護職員の待遇改善について

※平成29年7月3日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 今後の支部運営について

〔南予支部〕

※平成29年4月21日(金) 南予支部会を開催した。

場 所 宇和島リージェントホテル

※平成29年5月29日(月)、南予支部算定基礎届等研修会を開催した。

場 所 宇和島市道の駅「きさいや広場・市民ギャラリー」

内 容

- 1 算定基礎届業務及び年金問題について
- 2 被扶養者資格再確認業務について
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援業務について
- 4 産業雇用安定センター業務について

新 入 会 員 紹 介



【氏名】
 藤坂優子
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 42歳 B型
【開業／勤務／その他】
 開業



【氏名】
 小池裕子
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 35歳 A B型
【開業／勤務／その他】
 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
自身の柱となる資格をと考えていたところ、社労士という資格を知り、働くことに関する知識を学んでみたいと興味を持ったのがきっかけでした。今回「違う人生があったのでは…」と後悔したくないと思い、思い切って開業いたしました。
- ② 自己紹介
資格取得後、3年間横本会長の事務所で一から実務を積ませていただき、その後、医療福祉の企業グループの人事労務担当として7年勤務しておりました。事務所側と企業側、それぞれの目線で学んだことを活かしながら、多面的な思考を持った社労士になりたいと思っております。
新人のうちにいろいろなことにチャレンジし、恥をかきながら自分の力をつけていきたいと思っておりますので、諸先輩方からご指導アドバイス等いただけましたら幸いです。どうぞ宜しくお願ひ致します。
- ③ 今後の抱負
今年は特定社労士を受験予定です。個別紛争を理解し少しでも自信をつけることで、今後の社労士としての強みと方向性を見つけて行きたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。



【氏名】
 井上康三郎
【支部】
 南予
【年齢・血液型】
 68歳 A型
【開業／勤務／その他】
 その他



【氏名】
 福見直樹
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 39歳 O型
【開業／勤務／その他】
 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
年はとっていますが、元気なので、人様のお役に立てれば良いなと思い、受験をしました。運に恵まれ合格したので、登録をしました。
- ② 自己紹介
サラリーマンの経験が長いので、営業はとても苦手です。趣味は水泳と将棋をします。
- ③ 今後の抱負
労働・社会保険のコンサルタントでもやりたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
特にありません。よろしくお願ひします。

- ① 社会保険労務士となった動機
新卒で入社した会社で社労士の存在を知り、その後体調を崩し退職したことで、実感として社労士の知識が役に立つと強く思ったことがきっかけです。17年前のことですね。
- ② 自己紹介
学校を卒業してから、広島、大阪、名古屋に居住もしましたし、仕事も学生の時から数えると約50個ほど経験したジプシーです。地元はこちらです。学生の時は中学から大学までバスケットボールをやっていました。スポーツ観戦が好きです。
- ③ 今後の抱負
現在は保険代理店に勤務しておりますが、社労士としても、また、1人の人間としても、知識や経験を目の前の方のお役に立てるよう努力していくたいと思います。
- ④ 会への意見・要望
約3年ぶりに登録を復活させて頂きました。前の登録の時は勉強会等ほとんど参加できませんでしたが、今回は可能な限り参加できたらと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。



【氏名】
二神 穎彦
【支部】
中予

【年齢・血液型】
41歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
「まじめに働く人が損をしない、労使双方が幸せになるための職場環境とは？」の答えを探すなかで社労士という資格を知り、畠違いのキャリア（S E）から学び目指しました。
- ② 自己紹介
システム関係（S E）の仕事を経て資格をとり今年の3月まで3年間、ハローワーク松山で求人の受付や相談窓口業務に従事していました。思い切って開業に至りましたが顧客はこれからです。中学高校と続けていた卓球が趣味です。たまに市民大会も出ています。
- ③ 今後の抱負
求人票を起点とした労働条件の相談や支援などのサービス展開から職場環境の改善・向上等でお客様のお手伝いができる、顧客に寄り添える社労士を目指します。
- ④ 会への意見・要望
今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。



【氏名】
高魚 貞利
【支部】
中予

【年齢・血液型】
66歳 AB型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
60代も半ばとなり、職場を退職後も社会とつながりを持ち、少しでも社会に貢献できる生活を送りたく、かねてより関心のあった社会保険労務士試験に挑戦した次第です。
- ② 自己紹介
宇和島市の出身で、長年、愛媛県職員として県行政に従事するとともに、県退職後は、愛媛県視聴覚福祉センター所長として、目と耳の不自由な方々の支援業務にあたって参りました。センターでの勤務も終わった今年4月以降は、時間も出来たことからスポーツジムで汗を流したり、パソコン教室へ通っているところです。また、サイクリングや映画を楽しんだりしています。
- ③ 今後の抱負
一日も早く、実際の業務に携われるよう、そして多くの皆様から信頼される社会保険労務士となるように、努力を重ねていかねばと思っていますので、ご指導の程宜しくお願いします。

新規入会

支 部	種 別	氏 名	入会年月日
中 予	勤 務	福 見 直 樹	H29. 5. 1
南 予	その他の	大 槻 弘 美	H29. 5. 1 (鳥取会より移管)
中 予	開 業	二 神 穎 彦	H29. 6. 1
東 予	その他の	山 田 博 信	H29. 6. 1 (大阪会より移管)
中 予	開 業	高 魚 貞 利	H29. 6. 15

社労士親睦ゴルフ

第176回社労士親睦コンペ

平成29年7月13日(木)
エリエールゴルフクラブ松山

順位	氏 名	支 部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	近藤 等		82	17	65
準優勝	木原健二郎	東 予	92	22	70
3位	岩井 聰光	中 予	88	17	71

※ 同ネットの場合 年齢順
参加人数 12名

次回開催日	平成29年9月14日(木)(予定)
申込先	事務局 089-907-4864

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

お知らせ

9月8日(金)・9日(土)

中国・四国地域協議会

社会保険労務士研修会（高知）

9月29日(金) 中国・四国地域協議会

社会保険労務士フォーラム（山口）

11月22日(水) 必須研修会（ウェルピア伊予）

会員数一覧表

平成29年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	73	168	27	268
法人の社員	4	17	2	23
勤務	12	30	5	47
その他	4	21	3	28
合計	93	236	37	366

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	3	9	1	13
上記の内、一人法人会員	1	3	0	4

編集後記

九州での豪雨災害の報道が続いています。被災者の方々にお見舞い申し上げます。植物学者によると、温暖化で植物の幹は大きくなるが根を広く張らなくなり、災害には弱くなるとのことです。私たちは、しっかりと根を張り日々精進していくものです。

総務委員会も新メンバーになりました。これから2年間、会報の充実を図っていきたいと思っていますので会員の皆さんのご協力をお願いいたします。

(G.O.)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

发行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社